

輪島市監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年10月24日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成30年10月10日（水） 企画課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 漆谷 豊和

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成30年度監査資料（平成30年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成29年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○企画課は、市総合計画の主管課として市の重要政策の企画立案、進行管理を担っている。関係課と連絡調整し国・県へ市施策の重点要望を取り纏めている。また珠洲市、能登町、穴水町、奥能登広域圏事務組合との行政連絡や移住定住促進施策及び能登空港の利活用促進事業の企画推進、生活バス路線の維持対策やのらんけバス・おでかけバスの運行管理、舳倉島と輪島港とを結ぶ離島航路路線の維持を含めた陸・海・空の交通政策、各種統計調査の実施さらに庁内のOA化・庁内LANの管理等の高度情報化に関する業務など業務範囲は広く専門知識も必要な業務である。幅広いそれぞれの業務の内容を適切に整理し課内で共有し課内一丸となって適切に業務を執行していただきたい。

○庁舎OAの電算管理委託事業におけるソフトの保守及びシステム変更業務は事業者との随意契約がほとんどであるが、委託金額の算定に当たっては社会常識を逸脱しないよう十分に考慮され適正な金額で執行されるよう配慮されたい。

○公共交通網の確保は市の重要な施策である。生活バス路線の維持のため路線バスの運行欠損に対する補助に加え、6月補正に新規事業として利用者（年齢に関係なく全市民が対象）の回数券及び定期券の購入に関し半額補助を行う事業を開始した。路線バス利用者の負担軽減を図ることで利用促進につなげようとするものである。新規事業の経過を注視したい。また、路線の維持と共に市民が利用しやすいダイヤの構築や市民皆が公共交通の確保対策に理解を深めていただくようにしていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。